

# 令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【座間警察署】



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.  
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

## 相模が丘地区 【選定理由】

- 相模が丘地区は県道50号（座間大和）が通っており、商業施設や住宅が混在する地域で、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、併進通行や踏切遮断中進行する自転車が多い。
- 自転車関連事故が他の地区と比較して一番多発している。  
(令和3年中27件発生)

## 相模が丘地区で、 よく見られる自転車利用者の 違反形態

- 2台以上横に並んで運転
- 踏切遮断中の進行



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！

- 1 歩道は、歩行者優先！  
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！  
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。  
絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！  
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。